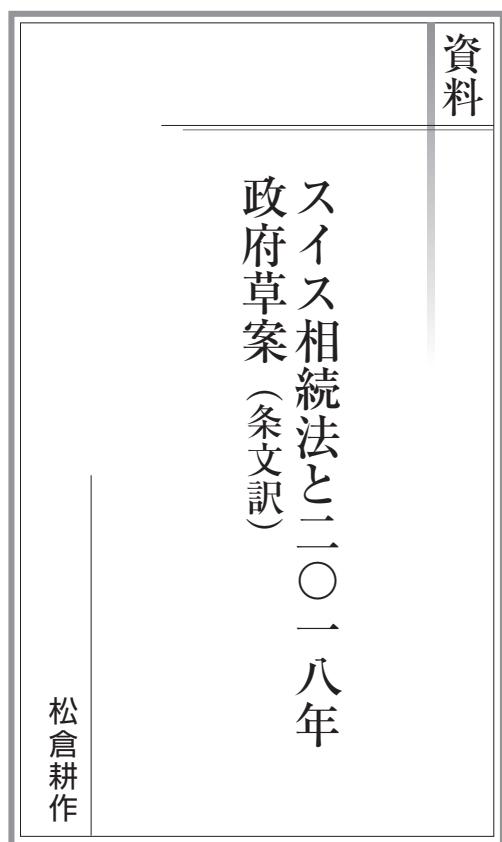




諸機関やカントンの関係機関などに対して、第一次草案に対する意見の提示を求める「意見徴収手続」を経て、2018年8月に、本稿が対象とする「政府草案」が公表された。連邦司法省が公表した草案について、立法の趣旨や改正法の内容を「解説」（出典：連邦官報 2018, 5813 頁以下）が公表されるのが通例である。立法者の意見なども記された「解説」が公表されているが、本稿は、これには立ち入っていない。急がれる読者は、スイス司法省にアクセスして、政府草案の「解説（書）、Botschaft」前掲を参照していただきたい。

③議会での論議 政府草案を素材として、目下（2019年2月現在）、連邦議会で審議中である。連邦議会での議論については、2つの媒体、すなわち紙媒体（文字媒体）と動画の両方で公表されている。その内容は、わが国においても、インターネットを通じて、見る事が可能である。興味のある方は、スイス連邦司法省にアクセスしていただきたい。さほどの苦労なく、前記資料に到達することができるであろう。

④制定・交付 2019年度中には、制定・交付され、2020年1月から新法が施行されものと思われる。法制定後には、筆者自身が、新法を紹介する論考を予定している。その折りには、現行法との違い、改正の方向などについて記述する予定である。

2 先行研究について

1) 現行法の概要と条文訳など 下記の3文献は、本稿の理解に最も役立つ資料である。

①第1次草案の紹介 拙稿「スイス相続法と2016年一部改正案について」本誌・名城ロースクール・レビュー 37号 153頁以下、2016年8月出版。

第一次草案について、スイスでの草案の公表のから時を移さず、その概要を紹介した論考である。本稿の読者は、上記「第一次草案」をそばに置いて、本稿を読んでいただけることを前提としている。

②現行法の概要 拙稿「スイス相続法の概要（1）（2）（3）完」本誌 12号－14号、2009年。

I 部分改正

本稿は、2018年8月29日づけで公表された相続法の部分改正案・政府草案（条文の出典：連邦 2018, 5905 頁以下）の条文を邦訳することを目的としている。先行する「第一次草案」（出典・文献については後述）の条文との違いが理解できるように条文に下線を施している。

1 対象とする政府草案について

①先行する改正草案 2016年3月4日づけで公表された、連邦評議会（改正）案、いわば「第一次草案」が存在する。後述のように、それについては、筆者の条文訳、紹介がある。主な対象は、自由分の拡大、逆にいえば遺留分の減少、パートナー婚配偶者の相続権の強化、などが主な課題である。

②前記の第一次草案を公表したあと、連邦の

現行規定に論及する唯一の邦語文献である。本稿の条文訳を理解するのに、最適であろう。遺言相続、法定相続、農家相続を中心に制度の概要を素描している。本稿と同様に、ダブルスペースで76頁に及んでいるので、それなりに制度の概要を知ることができるかと思われる。

③現行相続法ほかの条文訳 拙訳『スイス家族法・相続法』信山社、1986年、286頁。

相続法は、同書115頁以下に訳出される。出版してから23年になるが、相続法の部分は、他の諸外国と同様に改正が少ないので、今日でも有用であろう。

2) 相続法の改正と同時に改正される法 特別法の一つとして、「登録パートナー婚法」や「老齢年金、遺族年金などについての法」の改正も盛り込まれている。本稿では、前者の改正予定条文を訳出している。

上記のうち、パートナー婚法については、筆者の手になる紹介原稿が存在する。拙稿「スイス法における同性婚の公認——2007年1月1日施行法の概要について 上中下」戸籍時報606号、607号、610号、2006年、2007年。登録パートナー婚法の概要を紹介している。

3) 相続法に係わる個別の論考 上記のほかにも筆者自身の表わした個別分野についての論考を公表している。本稿では、それらは示していない（詳細は、上記1の文献に引用される論考を参照されたい）。

Ⅱ 条文仮訳

①下記の条文訳は、「第一次草案の訳文」前掲の存在を前提とする。具体的にいえば、第一次草案との違いにウエイトをおいて記述している。法制定後には、下記の条文訳に記した「変更なし」などの邦訳の空白を残すことなく、新法の条文訳と解説を公表する予定である。

②現行法の訳 前記「第一次草案」前掲原稿の末尾に添付した訳、または拙著『スイス家族法・相続法』前掲に掲載された相続法の全訳を参照されたい。

③条文中の下線を引いた部分 2016年3月の「第一次草案」と異なる部分を示している。

下記の政府草案の内容は、第一次草案の条文とは、かなり大きく異なっている。さらに、下記の本文中、たんに「草案」と述べた部分は、第一次草案を意味する。

④条文の見出し 各条の右に、たとえば、第471条（Ⅱ 遺留分）のように、丸カッコ内に示した語句は、いわゆる「条文の見出し」である。

原文では、書物の左右の、条文の欄外に示されているが、印刷の都合上、訳文では条文と同じ行に示している。条文の見出し部分も、わが民法と同様に、正式の条文の一部である。

スイス民法では、オーストリア民法などと異なり、各条ごとに「条文の見出し」がついている。ところが、下記の訳文では、見出しがある条文とない条文がある。見出しを付していない条文は、現行規定の見出しが変更されないことを意味する。

⑤条文中の項と号 訳文においては、原文にしたがい、項を示す2項は2のごとく、3号は3のように、表わしている。

⑥条文中のかっこ 丸カッコの部分は訳文を補足した部分であり、かぎカッコの部分は原文には明示されていないが、趣旨を分かり易くするために、筆者が補足した部分である。

第120条

1 [1項は変更がない。以下では、政府草案の条文が提示されていない部分については、煩雑さを避けるため、「変更なし」との記述をしない]

2 離婚した夫婦は、お互いに相続権を有しない。

3 下記の場合には、[他の法律などで]異なる指示がある場合を除いて、夫婦は、死因処分に基づくいかなる請求権も有しない：

1. 離婚後；

2. 遺留分請求権の喪失を生ぜしめる[ような]離婚手続の係属中に、夫婦の一方が死亡した場合。

第216条

2 そのような合意は、それが生存配偶者を優遇することになる限度で、遺留分の算定のさ

いには、考慮される。

3 そのような合意は、〔それによって〕非共通の子およびその直系卑属の遺留分権を侵害してはならない。

4 生存配偶者が再婚または登録パートナー婚をした場合には、共通の子およびその直系卑属は、（前記の）生存配偶者の優遇につき、減殺請求をすることができる。

〔条文中「そのような合意」との表現についての補足：本条1項では、つぎのように規定される。「夫婦は、〔全条の法定参与と〕異なる剰余参与を合意することができる。」〕

第217条

2 生存配偶者の遺留分請求権の喪失を生ぜしめる〔ような〕離婚手続が係属中であるときは、〔前条の規定は〕死亡による夫婦財産制の解消のさいにも、適用がある。

第241条

4 生存配偶者の遺留分請求権の喪失を生ぜしめる〔ような〕離婚手続が係属中であるときは、婚姻契約において異なる指示のある場合を除いて、死亡の場合とは異なる分割が可能とする規定が、適用される。

以下の条文が、相続法本来の規定部分である。

構成について補足すれば、相続法本来の規則は、第457条から第640条まで規定されている。章立てで示せば、相続の部分、第1章相続人、第2章相続、で構成されている。

第3部 相続法

第14節

死因処分〔松倉付記：死因処分は、467条以下に規定される〕

政府草案では、第一次草案（以下、草案と略記する）469条が修正「削除」された

第470条

1 直系卑属、配偶者、登録パートナー婚配偶者を遺した被相続人は、死因処分により、被相続人の財産を、これらの者の遺留分まで、処分することができる。

第471条（Ⅱ 遺留分）

遺留分は、法定相続分の二分の一である。

第472条（Ⅲ 遺留分権の喪失）

1 被相続人の死亡のときに、下記の（ような）離婚手続が係属していたときは、生存配偶者は、その遺留分請求権を喪失する：

1. 離婚手続が共同の請求に基づいて〔手続が〕開始または係属していたとき；または

2. 離婚手続が開始され、かつ離婚につき双方の合意があるか、または少なくとも〔被相続人の〕死亡の2年以上別居しているとき。

2 前項の規定は、登録パートナー婚を解消する手続が開始されている場合にも準用する。

第473条（Ⅳ 配偶者による利用権）

1 処分可能な部分についての処分とは別に、被相続人は、死因処分によって、共通の直系卑属に帰属すべき遺産の全てについての利用権を、生存配偶者または生存する登録パートナー婚の配偶者に、出捐することができる。

2 前項の利用権は、これらの直系卑属と競合するさいに、配偶者または登録パートナー配偶者に帰属する法定相続権に代わるものである。この利用権のほかに、処分可能な部分は、相続財産の二分の一を限度とする。

3 生存配偶者が再婚するか、または登録パートナー婚をしたときは、相続開始の時点で、直系卑属の遺留分についての通常の規定によれば、利用権の負担をうけなかったであろう、遺産の前記部分についての利用権は消滅する。この規定は、生存するパートナー婚配偶者が、新たな登録パートナー婚をしたとき、または再婚した場合にも準用する。

第474条

2 〔遺留分額の〕算定にさいしては、被相続人の債務、葬儀〔費用〕についての、または印章や遺産目録作成の費用、一カ月間の扶養を求める家族の請求権、および生活パートナーの扶養請求権は、遺産から控除するものとする。

第476条（3 保険金およびそれと連結した自己世話）

1 被相続人の死亡のためにかけられていた保険金請求権、およびそれに連結した自己世話を求める請求権を含め〔た権利〕、それが、生

存中の処分または死因処分によって、第三者のために創設されたとき、または被相続人の生存中に、無償で第三者に移転されたときは、買戻し価格 (Rueckkaufswert) は、被相続人の死亡の時点で、被相続人の財産に持ち戻すものとする。

2 同様に、銀行基金に対する、被相続人の(保険と)連結した、被相続人の自己世話の優遇を求める請求権は、被相続人の財産に持ち戻すものとする。

草案・第482条および同484条aは、政府草案では、削除されている。

第494条

3 死因処分および生存者間での出捐は、慣例贈与は別として、下記の限度で、取消の対象となる：

1. それら(の処分)が、相続契約から生ずる義務と整合しない限度で、とくにそれら(処分)が相続契約による優遇を減少させるとき；および

2. それら(処分)が相続契約において留保されていない限度で。

〔筆者補注：草案4項は、削除された〕

草案503条、506条、507条、508条、517条、518条、519条、521条は、政府草案では、削除された。

第522条 (B 減殺訴訟 I 要件 1. 通則)

1 遺留分を下まわる価値を取得した相続人は、〔自己の〕遺留分を回復させるまで、以下の取得および出捐を減殺することができる：

1. 法定相続に基づく取得；
2. 死因処分による出捐；
3. 生存者間の出捐。

2 法定相続人の相続分についての規定により、死因処分〔の効力〕が抑制されるときは、死因処分は、被相続人の別段の意思が〔死因〕処分から明らかでないときは、たんなる分割規定と解されるべきである。

第523条 (2. 遺留分権者)

遺留分相続人は、〔他の者への〕法定相続による取得、および死因処分による出捐がなされ

たときは、その額に比例して、遺留分相続人の遺留分を侵害する額を減殺することができる。

草案第525条、526条、527条、528条は、政府草案では削除された。

第529条 (4. 保険およびそれと連結する自己世話)

1 被相続人の死亡に基づく保険金請求権は、それに連結する自己世話から生ずる請求権を含めて、それが、生存者間の処分もしくは死因処分によって、または被相続人の生存中に、第三者のために創設されるか、または無償で第三者に移転されたときは、買戻し価格をもって減殺に服する。

2 銀行基金に対する〔前記の保険と連結する〕被相続人の自己世話請求権に基づく優遇を求める請求権も、前項と同様に、減殺に服する。

第532条 (Ⅲ 実行)

1 (遺留分) 減殺は、下記の順にしたがって、遺留分を回復させる：

1. 法定相続に基づく取得；
2. 死亡を原因とする出捐；
3. 生存者間の出捐。

2 生存者間の出捐は、下記の順にしたがって、減殺する：

1. 婚姻契約または財産契約に基づいて生ずる、持戻しに服すべき出捐；
2. 自由に撤回できる出捐、および自己世話に基づく給付は、同じ割合で。

3 その他の出捐は、出捐の時期を問わず。

草案533条、541条、555条、559条、564条、578条、679条、601条は、削除された。

第606条 (D 遺留分減殺の請求 1. 相続人) 〔筆者注記；見出しのみの修正〕

第606条 a (Ⅱ 生活パートナー 1. 扶養請求)

1 被相続人の死亡の当時、未成年以来、被相続人と事実上の生活共同関係を5年以上にわたり生活していた者は、相続人の助けがなければ、生活が苦境に陥る恐れがあるときは、被相

続人の死亡のときから、相続人に対して、援助を請求することができる。

2 〔相続人は〕前項の援助を、年金の形式で行う。年金総額は、生活パートナーが満100歳に達するを限度とし、さらに被相続人の死亡時点の純財産の4分の1を超えないものとする。

3 〔被相続人の〕相続人は、援助請求に備えて、適切な補償を休止しなければならない。

4 〔本条の〕援助請求は、〔相続人の〕直系の親族に対する扶助請求より優先する。

5 市町村（Gemeinwesen）が生活パートナーのために負担ときは、〔立て替えた〕援助請求権は、すべての権利とともに、市町村に移転する。

第606条b（2. 申立ておよび扶養請求権の時効）

1 援助請求権は、被相続人の死亡から3か月内に書面により管轄官庁に申請しないときは、消滅する。

2 援助請求権は、被相続人の死亡のときから5年を経過すると、時効消滅する。

第606条c（3. 決定）

裁判所は、年金の額、援助金の最高額、および給付すべき保証を決定する。

第606条d（4. 事情の変化）

生活パートナーの事情が、著しく、かつ係属的に変更が生じときは、年金は、減額ないし廃止することができる

草案617条、626条は、政府草案では、削除された。

（下記は施行関係の記述である。「解説」の記述のままに記している）

- 1 本法は、任意的レファランダムに付する。
- 2 施行日は、連邦評議会が決定する。

〔参考資料〕相続法の改正に伴って改正される重要法令の条文を示しておこう。

2004年6月18日づけ登録パートナー婚法の改正

今回の相続法の部分改正に伴って、パートナ

ー婚法の一部改正が行われる。

ちなみに、パートナー婚の全容については、拙稿「スイスにおける同性婚の公認」前掲、が公表されている。

第25条

2. 〔削除〕

〔参考〕現行のパートナー婚法

現・第25条（〔夫婦〕財産契約）

（2）パートナー婚の双方または一方は、登録パートナー婚が廃止される場合に備えて、〔夫婦〕財産契約において、特別な規律を合意することができる。とくに、これらの者は、財産が所得参与の規定（民法第196条から219条までの規定）に従って分割される旨を合意することができる。

（2）前項の合意は、パートナー婚の一方の直系卑属の遺留分を侵すことはできない。

（以下、省略）

第31条

2 異なる指示のある場合を除いて、〔登録パートナー婚の〕パートナーは、下記の場合には、死因処分に基づくいかなる請求も、することができない：

1. 登録パートナー婚が解消された後は；
2. 生存するパートナーの遺留分権を喪失させる〔ような関係〕解消手続中に、〔パートナーである〕被相続人の死亡した後は、……。

〔筆者補足：上記2項は、同条草案3項を修正している〕

〔参考〕パートナー婚カップルも、相互に、相続権および遺留分権を有している。（バ法31条を参照）。

パートナー婚

現・第31条（相続権）

（1）登録パートナー〔婚〕の解消と同時に、パートナー相互間での法定相続権は消滅する。

（2）〔解消されれば〕解消手続が終了するまでに作成された死因処分に基づくいかなる請求権も生じない。

〔2019年4月1日脱稿〕

